

# 野菜花き生産力強化実施要領

制 定 令和7年 3月19日 野花第30465-1号

## 第1 趣旨

野菜は本県農業産出額の約4割を占める基幹部門であり、首都圏・県民の台所としても重要な位置づけにある。しかしながら、新型コロナウイルスの蔓延を機に、生産構造や流通構造、実需者ニーズの変化等により、新たな需要に対する取組が求められている。また、「儲かる野菜経営」を実現するための対策も併せて進める必要がある。

花きは、バラやシクラメンなどの主要品目のほか、洋ラン類や枝物類、山野草等、多様な環境条件の下、特色ある品目が栽培されている。全国品評会での上位入賞や生産者オリジナル品種等、実需者から重要な花き生産地として信頼を得ているが、近年の資材費や病害虫防除、環境制御技術等にかかるコスト増加により経営に大きな影響を受けており、その対策が急務である。

そこで、群馬県農業農村振興計画、群馬県野菜振興計画及び、群馬県花き振興計画に基づき、群馬県産野菜、花きに関する生産基盤を強化し、その持続的発展を促進するために、意欲ある生産者に対し、各種施設や農業機械について整備費用の一部補助を行う。

## 第2 用語の定義

### 1 認定農業者

「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）」第12条第1項等の規定により、市町村長等から農業経営改善計画が適当であると認定を受けた者。

### 2 認定新規就農者

「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）」第14条の4の規定により、市町村長から青年等就農計画の認定を受けた者。

### 3 農業者の組織する団体等

次のいずれかに該当する団体。

#### (1) 農業協同組合

#### (2) 農事組合法人

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人であって、県へ届出がされているもの。

#### (3) 集落営農組織

#### (4) 農地所有適格法人

農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人であって、農地法第6条に基づき市町村農業委員会へ報告されているもの。

#### (5) 全国農業協同組合連合会群馬県本部

#### (6) 群馬県園芸振興協議会

(7) 次に掲げる要件の全てを満たしている団体

- ア 代表者の定めがあること。
- イ 組織及び運営に関する規約等が定められていること。
- ウ 組織を構成する農家戸数が3戸以上であること。

4 耐用年数

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）別表に定める年数。ただし、これによりがたい場合は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数とする。

5 加工・業務用野菜

加工・業務用の野菜については、品目に制限はなく以下の全てを満たすもの。

- (1) 事業計画で対象とする品目の過半の農産物について、出荷前に実需者と事前契約（契約相手が中間事業者（加工業者を除く。）の場合は、その先の実需者を含む3者契約。）を締結し、その内容が契約書・企画書等により確認できること。
- (2) 実需者ニーズに即した品種、技術又は出荷規格等により、生鮮用と区別可能であること。

### 第3 事業の内容等

1 メニュー

この事業は、以下の野菜メニュー、花きメニューで構成され、内容は別記1及び別記3に定めるとおりとする。

野菜メニュー（別記1記載）	花きメニュー（別記3記載）
(1) 大規模経営体育成	(1) 高温対策
(2) 小規模経営体の生産力向上	(2) 生産力向上
(3) 販売額・労働生産性向上	(3) 販売力向上
(4) いちご生産拡大サポート	

2 目標年度

この事業の目標年度は、事業完了年度の翌々年度とする。

### 第4 事業の実施基準

- 1 補助事業は、実施計画に基づき、野菜振興又は花き振興に関する推進計画の目標達成に必要な事業を総合的かつ効果的に実施するものとする。
- 2 地域の特性が生かされており、事業の目的・効果が明確な事業であること。
- 3 関連事業の進捗状況等に比較して著しく先行していないこと。

- 4 自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは、認めないものとする。
- 5 事業実施に当たっては、国庫補助事業等を積極的に取り入れ、本事業と有機的な連携のもとに地域の活性化を図るよう努めるものとする。

特に、事業内容が国庫補助事業や他の補助制度の活用が可能な場合は、それらの制度をできるかぎり活用することとし、活用できない場合等に、本事業を実施するものとする。
- 6 他の事業（国庫補助事業を含む。）と物理的な連続性を確保して整備される事業（以下「合体の事業」という。）については、地域の自然的、社会的、経済的諸条件から合体の事業による必要が認められ、かつ、合体の事業によってもそれぞれの事業目的の達成が見込まれる場合には、補助の対象とすることができるものとする。
- 7 過去において実施した補助事業（ソフト・ハード）が計画に対し、適正に実施・運営されていること。
- 8 既存の機械・施設を廃棄して、その代替として同種、同規模及び同効用の機械・施設を導入・整備する場合（いわゆる更新）は補助の対象としないものとする。
- 9 事業実施地域内の関係者の合意形成が図られていること。
- 10 本対策は、1つの農業事務所の区域を越える団体（以下「県域団体」という。）が実施する場合を除いて、原則として市町村を通じた間接補助事業とするが、やむを得ない理由があると判断される場合は、この限りではない。

ただし、やむを得ない理由とは以下の場合に限ることとする。

なお、事業実施主体が市町村を経由しない直接補助事業者となった場合、関係市町村から助言を求めるなど調整に努め、農業事務所長（以下「所長」という。）に申請書等を提出すると同時に、その写しを関係市町村へ送付するものとする。

  - （1）事業実施主体が、複数の市町村を活動範囲とする団体で、関係する市町村との間で調整ができない場合。
  - （2）市町村の予算措置後では、事業実施主体の栽培する野菜及び花き作型の都合等により年度内の事業実施が困難と判断される場合。
- 11 同一事業実施主体内及び同一市町村・農業協同組合内で推進事業を複数実施する場合は、事業間の取組や経費等について重複のないようにすること。

なお、事業間で重複や活動内容が不明確な場合には、変更や取り消しも含め、適正な事務処理に努めること。
- 12 受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第5

8号) 第6条の規定に基づき農業振興地域と指定された地域であること。

13 過剰とみられるような施設及び機械の導入を排除する等、徹底した事業費の低減が図られるよう努めること。

14 補助事業費は、本県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、当該地域及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造、事業の規模等はそれぞれの目的に合致しているものとする。

なお、事業費の低減を図るため適切と認められる場合は、直営施工を積極的に認めることとし、その場合において、当該直営施工に係る労務費並びに資材費及びその他必要な経費を補助の対象とすることができるものとする。

15 機械の導入にあたっては、「農業機械適正導入のてびき」を準用して、原則として受益面積に応じた能力を有するものとし、記載のない機械についても、これに準じた適正な能力、台数の導入とするものとする。

16 事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範（農業環境規範）について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省消費・安全局長、生産局長通知）に基づき、整備した機械、施設を利用する農業者から、点検シートの提出を受けることなどにより、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

17 事業を通じて導入する営農上及び施設整備上の新技術について、現地での効果の発現等が十分に確認されていること。

18 新規に導入する作物等について、種苗、技術、販路等必要となるものを確保する見通しが立っていること。

19 以下の方法により費用対効果を算出すること。ただし、防風ネットを整備する場合及びソフト事業については、この限りではない。また、費用対効果が1未満の場合は、事業実施により経済的損失が生じるため、事業を実施しないこととする。

なお、単位面積あたり収量及び平均単価は、原則として農業災害における被害額算定のための数値を使用し、労働単価は、農業委員会が定める標準臨時雇用（一般農作業）の単価を使用すること。

#### 野菜メニュー 費用対効果計算式

成果目標	計算式
作物面積増加	$\frac{\text{【増加面積】} \times \text{【単位面積あたり収量】} \times \text{【平均単価】} \times \text{【耐用年数】}}{\text{【事業費】}}$
雇用創出	$\frac{\text{【創出する雇用の時間】} \times \text{【労働単価】} \times \text{【耐用年数】}}{\text{【事業費】}}$

販売額増加	【販売額増加額】×【耐用年数】÷【事業費】
年内のいちごの生産量	【増加面積（a）】×【30,000円】×【耐用年数】÷【事業費】
労働生産性向上/ 労働時間削減	【削減される労働時間】×【労働単価】×【耐用年数】÷【事業費】
単位面積あたり収量の増加	【取組面積】×【現在の単位面積あたり収量】×【増加率】×【平均単価】 × 【耐用年数】÷【事業費】
上記以外の場合	所長（県域団体の場合は、知事。）が適当と認める数値

#### 花きメニュー 費用対効果計算式

成果目標	計算式
高温対策、品質向上、生産性向上等による販売額増加	（【高温による処分数量の削減分】×【平均単価】+【品質向上数】×【品質向上分の差額単価】）×【耐用年数】÷【事業費】 又は 【販売増加額】×【耐用年数】÷【事業費】
施設整備による販売額増加	【増加面積】×【単位面積あたり収量】×【平均単価】×【耐用年数】÷【事業費】
単位面積あたり収量の増加による販売額増加	【取組面積】×【現在の単位面積あたり収量】×【増加率】×【平均単価】 ×【耐用年数】÷【事業費】
設備機械等導入による労力コスト削減	【削減労働時間】×【労働時間単価】×【耐用年数】÷【事業費】
上記以外の場合	所長（県域団体の場合は、知事。）が適当と認める数値

20 事業実施主体が農業者の組織する団体等である場合は、以下の全てを満たすこと。

(1) 栽培品目の統一及び下記の共同要件を原則として2つ以上満たすものであること。ただし、ソフト事業の場合はこの限りではない。

共同要件…栽培体系の統一（作型、施肥等）

共同購入（種苗、肥料、用土、資材等）

共同作業（育苗、防除、かん水、用土づくり等）

共同出荷等

(2) 事業により導入した機械・施設等の管理規定及び利用規程が定められており、財産の管理方法が明確になっていること、若しくは、見込まれるものであること。

21 事業実施主体が認定農業者の場合は、市町村長等から認定を受けた農業経営改善計画書の写しを実施計画書に添付すること。農業経営改善計画書に記載のない取組を実施する場合は、経営計画書（様式第5号）を併せて添付すること。

2 2 事業実施主体が認定新規就農者の場合は、市町村長から認定を受けた就農計画書の写しを実施計画書に添付すること。

2 3 補助対象となる機械、施設は、原則として耐用年数が5年以上のものとする。

既存施設又は資材の有効利用等の観点から、当該地域又は事業の実情に即し必要があると認められる場合は、新品新材の利用による新築事業のほか、増築・改築、補修・改修、併設若しくは合体の事業、古品古材の利用による事業を補助の対象とすることができるものとする。

古品古材を利用して施設を整備する場合、使用期間は、下表のとおりとする。

機械については、新品に比べ同程度の能力等を有する中古機械を補助の対象とすることができるものとする。ただし、この場合補助の対象とする機械は、原則として、残存耐用年数が2年以上のものとする。

○施設の使用期間の考え方

	使用期間		
	施設と一体的に整備する補助対象の機械が新品	施設と一体的に整備する補助対象の機械が中古品	施設と一体的に整備する補助対象の機械なし
新品資材のみで施設整備	施設の耐用年数に準拠	施設の耐用年数に準拠	施設の耐用年数に準拠
古品古材を活用して施設整備	機械の耐用年数に準拠	5年又は機械の耐用年数どちらか長い期間	5年以上

※この事例に当てはまらないものについては、事業実施前に野菜花き課と協議し、使用期間を明確にする。

○機械の使用期間の考え方

	使用期間
新品機械整備	機械の耐用年数に準拠
中古機械整備	機械の耐用年数に準拠

2 4 事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業を実施しようとする市町村長等は、園芸施設共済等の農業災害補償制度（以下「園芸施設共済等」という。）への加入促進を図るとともに、事業実施主体にあつては、園芸施設共済等への加入を原則とする。

なお、別記1の第2の1又は別記3の第2の1で指定する施設については、園芸施設共済等への加入を必須とする。

## 2 5 機械・施設をリースする事業について

事業実施主体が農業協同組合である場合は、本事業により導入した機械・施設について、事業実施主体と当該機械・施設を利用する農業者（以下「利用者」という。）との間のリース契約を締結する事業（リースする事業）を次の要件を満たすことにより実施できるものとする。

- (1) リース契約の対象は、事業実施主体が当該機械・施設の導入計画や作物の生産・販売計画を作成し、その計画に基づいた機械・施設であり、適切な規模であると所長（県域団体の場合は、知事。）が認めた機械・施設等であること。
- (2) 受益戸数は、3戸以上であること。
- (3) リース料は、「事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」以下であること。
- (4) 事業実施主体が、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンスについて責任をもって実施するものであること。
- (5) 利用者は、機械・施設の利用について責任をもって行い、災害等により当該機械・施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告するものであること。
- (6) 事業実施主体と利用者との間において、リースの目的、期間、利用料、利用料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記されたリース契約を締結するものであること。

なお、事業実施主体は、リース契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることの無いよう留意するものとする。

## 2 6 環境負荷低減の取組について、以下を行うこと。

- (1) 事業実施主体は、「環境負荷低減のチェックシート」（様式第9号）の各取組について、可能な限り記載し実施計画書に添付すること。
- (2) 事業実施主体は、事業が完了した場合、事業実施期間中に各取組を実施したか否かを記載し市町村長等に提出すること。
- (3) 市町村長等は、提出された「環境負荷低減のチェックシート」を翌年に提出する成果目標の達成状況報告に添付すること。
- (4) (1) から (3) についての内容は、下記の対応に代えることができる。

ア JGAP等の第三者認証GAPの認証取得者は、認証書の写しの添付に代えることができるものとする。その場合、「みどりの食料システム戦略の理解・関係法令の遵守」の周知を図るため、各市町村等は「チェックシート解説書（農林水産省作成）」を事業実施主体へ配布することとする。

イ 国庫補助事業及び「環境負荷低減のチェックシート」の提出を要件とする県単独事業においてすでに「環境負荷低減のチェックシート」を作成している場合、その写しの添付に代えることができるものとする。

## 第5 事業の実施手続

### 1 要望の提出

- (1) 市町村長等（県域団体が事業を実施する場合は、事業実施主体の長。それ以外の場合は、市町村長。以下同じ。）は、野菜メニューの場合は別記2に基づき、花きメニューの場合は別記4に基づき、事業計画ごとのポイントを算出し、様式第1号により所長等（県域団体が事業を実施する場合は、知事。それ以外の場合は、所長。以下同じ。）に提出するものとする。
- (2) 所長は、(1)により提出のあった要望を野菜花き課長に提出するものとする。

## 2 予算の配分

- (1) 野菜花き課長は、野菜メニューの場合は別記2に基づき、花きメニューの場合は別記4に基づき、1により提出のあった事業計画に予算を配分し、その結果を通知するものとする。  
なお、野菜花き課長は予算の配分にあたり、事業計画について事前に所長と成果目標協議を行うものとする。
- (2) 3により申請のあった事業計画が1により提出のあった要望書の内容と一致しない場合、野菜花き課長は、(1)による予算の配分を取り消すことができるものとする。

## 3 実施計画の申請

- (1) 市町村長等は、様式第2号により実施計画を作成し、所長等に申請するものとする。
- (2) 1により提出した要望書の内容に沿って実施計画を作成すること。

## 4 実施計画の承認

所長等は、3により提出された実施計画が本要領に定める基準を満たし、目標の達成が確実であると見込まれる場合、その承認を行うものとする。

## 5 事業の着手

事業の着手は、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年12月27日規則第68号。以下「規則」という。）第5条第1項の交付決定（以下「交付決定」という。）に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合には、群馬県野菜花き振興事業補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）の第6により、交付決定前に着手できるものとする。

## 6 事業計画の重要な変更

市町村長等は、所長の承認を受けた実施計画の重要な変更をするときは、3及び4に準じて行うものとする。

なお、重要な変更とは、以下の(1)から(7)のいずれかに該当する場合とする。

- (1) メニューの追加・取り止め
- (2) 別記2又は別記4により算出されるポイントの減少を伴う変更
- (3) 事業実施主体の変更
- (4) 実施地区の区域の変更
- (5) 受益経営体の変更

- (6) 機械・施設等の設置場所の変更（ハード事業の場合に限る。）
- (7) 受益経営体ごとの事業量、事業費の30%を超える変更（事業量については、ハード事業の場合に限る。）
- (8) 導入施設・機械等の規格・レイアウトの変更
- (9) その他野菜花き課にて重要な変更であると判断される事項についての変更

## 第6 事業の指導推進体制

所長等は、指導推進体制を整備し、実施計画の作成及び事業の適正かつ効果的な実施について指導するものとする。

## 第7 助成

- 1 所長等は、この要領に基づいて実施する事業に対し、第5の2により配分された予算の範囲内において助成するものとし、補助金の交付に関しては規則及び交付要綱によるものとする。
- 2 補助率は、別記1又は別記3に定めるとおりとする。
- 3 補助額は、別記1又は別記3に定める上限を超えることができないものとする。
- 4 県からの補助金総額に千円未満の金額が生じた場合には、当該千円未満の金額を切り捨てるものとする。
- 5 交付申請において、内示額の一部を保留して申請を受ける場合は、交付申請書に「以内申請理由書」（任意様式）を添付することとする。
- 6 交付要綱第10に規定する「事業ごとに定める実績報告書」は、様式第2号別添1及び別添2とする。

## 第8 利用状況報告

市町村長等は、この事業により導入・整備した機械・施設について、事業実施年度から目標年度までの毎年度、利用状況報告書を作成し、当該年度の翌年度の4月末までに様式第4号により所長等に提出するものとする。

目標年度に成果目標を達成できなかった場合、目標達成年度まで利用状況報告書の提出を継続するとともに、様式第4号別添1の8により事後評価を実施するものとする。所長等は、提出された利用実績報告書の農業事務所意見欄に意見を記入し、目標達成に向け指導するものとする。

なお、処分制限の対象とならないソフト事業については不要とする。

## 第9 管理運営

### 1 処分制限の対象となる施設等

規則第21条第2項に規定する「機械及び重要な器具で知事が指定するもの」及び同第3項に規定する「知事が補助金等の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めて定めるもの」は、本事業で整備する施設及び機械並びにそれらの付帯物（以下「処分制限の対象となる施設等」という。）とする。

### 2 処分制限期間

規則第21条ただし書に規定する「補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間」は、施設等の竣工から耐用年数を経過するまでとする。

### 3 管理運営の方法

処分制限の対象となる施設等を整備した事業実施主体及び助成対象者（以下「事業実施主体等」という。）は、整備した施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

### 4 財産管理台帳

処分制限の対象となる施設等を整備した事業実施主体等は、2に定める期間を経過するまでの間、財産管理台帳（様式第6号）を備え置くものとする。

### 5 事業名等の表示

本事業により整備した処分制限の対象となる施設等には、原則として本事業名等を表示するものとする。

### 6 災害の報告

市町村長等は、本事業により整備した処分制限の対象となる施設等が、2に定める期間内に災害を受けたときは、様式第7号により、速やかに所長等に報告しなければならない。

### 7 移管の報告

市町村長等は、本事業により整備した処分制限の対象となる施設等について移管を行ったときは、遅滞なく、様式第8号により所長等に届け出るものとする。

### 8 いちご収量の報告

市町村長等は、この事業のぐんまのいちご生産拡大サポートメニューにて機械・施設を導入・整備した場合には、事業実施年度より5年間毎年度、野菜花き生産力強化

いちご収量報告書（様式第10号）を作成し、毎年度9月末までに様式第10号により所長等に提出するものとする。

## 第10 その他

- 1 次の様式は、別紙のとおりとする。
  - (1) 令和〇〇年度野菜花き生産力強化の要望について（様式第1号）
  - (2) 令和〇〇年度野菜花き生産力強化実施計画の承認について（申請）（様式第2号）
  - (3) 令和〇〇年度野菜花き生産力強化の変更承認について（様式第3号）
  - (4) 野菜花き生産力強化により導入・整備した施設・機械の利用状況について（報告）（様式第4号）
  - (5) 経営計画書（様式第5号）
  - (6) 財産管理台帳（様式第6号）
  - (7) 令和〇〇年度野菜花き生産力強化により取得した財産の災害報告について（様式第7号）
  - (8) 令和〇〇年度野菜花き生産力強化により取得した財産の移管について（様式第8号）
  - (9) 環境負荷低減のチェックシート（様式第9号）
  - (10) 野菜花き生産力強化 いちご収量報告書（様式第10号）
  
- 2 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は知事が別に定める。

### 附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、『「野菜王国・ぐんま」総合対策実施要領』（平成20年3月31日施行）は廃止する。
- 3 2による廃止前の「野菜王国・ぐんま」総合対策実施要領に基づき実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

## 別記 1 野菜メニュー事業内容

### 第 1 メニュー別基準

#### 1 大規模経営体育成

目的	野菜品目全般（加工・業務用野菜含む、いちご除く）を対象に、認定農業者が企業的な大規模経営へ発展するために必要な施設又は機械の整備に対して補助を行う。
事業実施主体	認定農業者
要件	以下の要件全てを満たすこと。 1 企業的经营を目的に規模拡大を行うこと。 2 事業実施前の作付面積が、おおむね以下の数値以上であること。 (1) 施設野菜 25a (2) 露地野菜（果菜類） 25a (3) 露地野菜（果菜類を除く。） 300a 3 別記 1 第 2 の 1 に示す野菜栽培用施設を整備する場合は、作付面積をおおむね以下の数値以上増加させること。 (1) 鉄骨ハウス及び鉄骨パイプハウス 25a (2) その他の施設野菜 30a
成果目標	以下のいずれかとする。ただし、別記 1 第 3 によりこれらと異なる成果目標を設定することができる。 1 作付面積をおおむね以下の数値以上増加させること。 (1) 別記 1 第 2 の 1 に示す野菜栽培用施設を整備する場合は、要件の 3 に示す値。 (2) 別記 1 第 2 の 2 に示す野菜栽培等用機械を整備する場合は、事業実施前の作付面積の 20%。 2 年間 300 時間以上の雇用を創出すること。
対象品目	野菜品目全般（加工・業務用野菜含む、いちご除く）
補助対象	1 別記 1 第 2 の 1 に示す野菜栽培用施設 2 別記 1 第 2 の 2 に示す野菜栽培等用機械
補助率	10 分の 3 以内
補助額の上限	事業に取り組む経営体ごとに以下の額を上限とする。なお、補助額には消費税及び地方消費税を含まない。 (施設整備) 1,000 万円 (機械整備) 500 万円
その他	環境制御関係機械を整備した場合、県は、事業実施主体に対して栽培に関するデータの提供を求めることができるものとする。

2 小規模経営体の生産力向上

目的	野菜品目全般（加工・業務用野菜含む、いちご除く）を対象に、複数人で野菜生産を戦略的に行う取組や小規模経営の認定農業者の生産に必要な施設又は機械の整備に対して補助を行う。
事業実施主体	農業者の組織する団体等、認定農業者
要件	<p>事業実施主体が農業者の組織する団体等である場合、1～3の要件全てを満たすこと。</p> <p>1 事業実施主体が農業者の組織する団体等である場合、受益者が3戸以上であること。ただし、共同利用施設・機械を整備する場合は、受益者が5戸以上であること。</p> <p>2 事業実施主体が農業者の組織する団体等である場合、別記1第2の1に示す野菜栽培用施設を整備する場合は、作付面積をおおむね以下の数値以上増加させること。</p> <p>(1) 鉄骨ハウス又は鉄骨パイプハウスを整備する場合 25a</p> <p>(2) その他の場合 30a</p> <p>3 事業実施主体が農業者の組織する団体等である場合、取組に参加する全ての生産者が、作付面積を3a以上増加させること。ただし、共同利用施設・機械を整備する場合は除く。</p> <p>事業実施主体が認定農業者である場合、4の要件を満たすこと。</p> <p>4 事業実施主体が認定農業者である場合、別記1第2の1に示す野菜栽培用施設又は野菜栽培用機械を整備するにあたり、作付面積を3a以上増加させること。</p>
成果目標	<p>事業実施主体が農業者の組織する団体等である場合は、以下のいずれかとする。ただし、別記1第3によりこれらと異なる成果目標を設定することができる。</p> <p>1 作付面積をおおむね以下の数値以上増加させること。</p> <p>(1) 別記1第2の1に示す野菜栽培用施設を整備する場合は、要件の2に示す値。</p> <p>(2) 別記1第2の2に示す野菜栽培等用機械を整備する場合は、30a。</p> <p>2 販売額をおおむね1千万円以上増加させること。</p> <p>事業実施主体が認定農業者である場合は、作付け面積を3a以上増加させることとする。</p>
対象品目	野菜品目全般（加工・業務用野菜含む、いちご除く）
補助対象	<p>1 別記1第2の1に示す野菜栽培用施設</p> <p>2 別記1第2の2に示す野菜栽培等用機械</p>
補助率	10分の3以内
補助額の上限	事業実施主体が農業者の組織する団体等である場合は、事業に取り組む経営体ごとに以下の額を上限とする。ただし、共同利用施設・機械を整備する場合は、事業計画ごとに以下の額を上限とする。なお、補助額には消費税及び地方消費税を含まない。

	<p>(施設整備) 800万円 (機械整備) 500万円</p> <p>事業実施主体が認定農業者である場合は、事業に取り組む経営体ごとに以下の額を上限とする。なお、補助額には消費税及び地方消費税を含まない。</p> <p>(施設整備) 200万円 (機械整備) 200万円</p>
その他	<p>事業実施主体は、対象品目ごとに現状値に基づいた目標値の設定を行い、産地計画等の策定に努めることとする。</p> <p>環境制御関係機械を整備した場合、県は、事業実施主体に対して栽培に関するデータの提供を求めることができるものとする。</p>

### 3 販売額・労働生産性向上

#### (1) ハード事業

目的	野菜品目全般（加工・業務用野菜含む、いちご除く）を対象に、儲かる着眼点を持つ生産者に対して販売額向上又は労働生産性向上に結び付けるために必要な先端機器、施設等の整備に対して補助を行う。
事業実施主体	認定農業者
要件	<p>1～3の要件全てを満たすこと。</p> <p>1 所得向上を念頭に、販売額・労働生産性向上に資する取組を行うこと。また、このことを実現できる根拠を示すこと。</p> <p>2 事業実施前の作付面積が、おおむね10a以上であること。</p> <p>3 新規性の高い品目や先端技術の早期普及のために、群馬県より研修会開催等の連携依頼があった際には、協力すること。</p>
成果目標	<p>以下のいずれかとする。</p> <p>1 事業実施後、補助を実施した品目における販売額を10%以上増加させること。</p> <p>2 事業実施後、補助を実施した品目における労働生産性（計算式 生産量÷労働時間）を10%以上向上させること。</p>
対象品目	野菜品目全般（加工・業務用野菜含む、いちご除く）
補助対象	<p>1 別記1第2の1に示す野菜栽培用施設又は先端技術を備えた次世代農業用機械を導入した鉄骨ハウス及び鉄骨パイプハウス</p> <p>2 別記1第2の2に示す野菜栽培等用機械又は先端技術を備えた次世代農業用機械</p>
補助率	10分の3以内
補助額の上限	<p>事業に取り組む経営体ごとに以下の額を上限とする。なお、補助額には消費税及び地方消費税を含まない。</p> <p>(施設整備) 1,000万円 (機械整備) 500万円</p>
その他	次世代農業用機械を導入した鉄骨ハウス及び鉄骨パイプハウス又は先端技術を

	備えた次世代農業用機械を補助対象とする場合は、予め計画等を審査し、野菜花き課において対象の可否を決定する。
--	---

(2) ソフト事業（販売 PR 関係）

目的	野菜品目全般（加工・業務用野菜含む）を対象に、野菜の生産拡大を図るための販売 PR・販路拡大等に必要な取り組みに対して、補助を行う。
事業実施主体	農業者の組織する団体等
要件	野菜（加工・業務用野菜含む）を対象に販路拡大、イメージアップ又は品質向上に積極的に取り組む産地であること。
成果目標	野菜（加工・業務用野菜含む）の販路拡大、イメージアップ又は品質向上
対象品目	野菜品目全般（加工・業務用野菜含む）
補助対象	1 販路拡大のための販売促進活動及び消費拡大活動に係る経費 2 群馬県産野菜のイメージアップ活動にかかる経費 3 品質向上対策に係る経費
補助率	2分の1以内
補助額の上限	事業計画ごとに以下の額を上限とする。なお、補助額には消費税及び地方消費税を含まない。 (県域団体) 100万円 (県域団体以外の団体) 20万円

(3) ソフト事業（GAP 関係）

目的	野菜の販路拡大や環境負荷低減農業の推進を図るため、第三者認証GAP取得に必要な資材の導入に対して、補助を行う。 なお、対象となる第三者認証GAPは、JGAP、ASIAGAPおよびGLOBALGAPとする。
事業実施主体	認定農業者で当該年度内に第三者認証 GAP を取得する見込みである者および当該年度の前年度に第三者認証 GAP を取得した者。
要件	1 第三者認証GAPの取得に向けた取組を行う見込みの者又は既に取り組を行っている者であること。 2 第三者認証GAPの取得に向けた取組に対して、県・関係団体が連携して実施する指導、助言を受けることが可能であること。
成果目標	1 事業実施後、当該年度内に認証取得が確実であること又は、当該年度内に新規・維持審査を実施し、認証取得又は認証維持が確実であること。 (維持審査については、事業実施主体のうち、当該年度の前年度に第三者認証 GAP を取得した者のみが目標とできることとする) 2 認証取得により、GAP認証農場生産物としての販路拡大が見込めること。
対象品目	野菜品目全般
補助対象	1 第三者認証GAPの取得に必要な資材購入に係る経費

	<p>なお、対象となる資材は、農薬保管庫、LED蛍光灯、蛍光灯飛散防止カバーおよび防油堤に関する資材とし、これらの設置等に必要な施工費用及び資材搬入のための運送料並びに設備・資材等の維持管理等に係る経費は対象外とする。</p>
補助率	定額
補助額の上限	事業計画ごとの補助上限額は20万円とする。なお、補助額には消費税及び地方消費税を含まない。

#### 4 いちご生産拡大サポート

目的	<p>県育成品種を核として、いちご生産基盤を強化するために必要な施設又は機械の整備に対して、補助を行う。</p>
事業実施主体	<p>認定農業者、認定新規就農者、農業者の組織する団体等、白沢いちごウイルスフリー苗生産組合</p>
要件	<p>以下の要件全てを満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業実施後、群馬県が指定するいちご品種（群馬県育成品種）を、栽培面積全体のおおむね3分の2以上作付けすること。</li> <li>2 事業実施主体が認定農業者及び認定新規就農者の場合は、作付面積をおおむね10a以上増加させること。ただし、別記1第3によりこれらと異なる成果目標を設定する場合は、この限りではない。</li> <li>3 事業実施主体が農業者の組織する団体等である場合は、受益者が3戸以上であること。また、取組に参加する全ての生産者が作付面積を3a以上増加させること。ただし、別記1第3によりこれらと異なる成果目標を設定する場合は、この限りではない。</li> <li>4 事業実施主体が白沢いちごウイルスフリー苗生産組合である場合は、いちごウイルスフリー苗生産に係る施設整備であること。</li> <li>5 事業主体は、県に対して、事業実施年度より5年間各品種の収量を報告すること。</li> </ol>
成果目標	<p>以下のいずれかとする。ただし、別記1第3によりこれらと異なる成果目標を設定することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 作付面積をおおむね10a以上増加させること。</li> <li>2 事業実施主体が白沢いちごウイルスフリー苗生産組合である場合は、いちごウイルスフリー苗を県内いちご生産者に安定供給すること。</li> </ol>
対象品目	いちご
補助対象	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 別記1第2の1に示す野菜栽培用施設（いちご栽培に利用できるものに限る）</li> <li>2 別記1第2の2に示す野菜栽培等用機械（いちご栽培に利用できるものに限る）</li> </ol>
補助率	10分の3以内
補助額の上限	事業に取り組む経営体ごとに以下の額を上限とする。なお、補助額には消費税

	及び地方消費税を含まない。 (施設整備) 1, 000万円 (機械整備) 500万円
その他	県は、事業実施主体に対していちご栽培に関するデータ（収量等）の提供を求められることができるものとする。 環境制御関係機械を整備した場合、県は、事業実施主体に対して栽培に関するデータの提供を求められることができるものとする。

## 第2 補助対象施設及び機械

本事業において補助対象となる施設及び機械は、以下の1及び2とする。

### 1 施設整備

表に示す施設及びそれらの付帯施設の整備にかかる費用を補助の対象とする。付帯施設のみ  
の整備は認めない。

番号	施設の種類	共済等加入	備考
1	鉄骨ハウス	必須	
2	鉄骨パイプハウス（エコノミーハウス）	必須	
3	パイプハウス	必須	パイプ直径は地域の慣行栽培で用いられているものとする。フィルムは長期多年張のものでもよい。
4	にがうりネットハウス		
5	露地なすV字支柱		防草シートも同時に整備可能。
6	いちご高設栽培システム	必須	高設育苗施設、いちご高設採苗システムを含む。
7	地域開発型いちご簡易高設栽培・育苗システム		
8	防風ネット		耐用年数が5年以上のもので、固定式のもの。ハウスの保護を目的とする場合は、ハウスを継続して5年以上使用する場合に限る。なお、ハウスの継続使用に係る修繕等の経費は補助対象外とする。ただし、ナスのみ簡易式防風ネットも可能。
9	遮光・遮熱資材		夏期高温対策の効果が検証されている品目（ほうれんそう、トマト、いちご、すいか）に限る。
10	屋根散水装置（群馬県開発）		いちご育苗のみ可能。
11	防鳥ネット		

※共済等加入欄に「必須」と記載されている施設は、園芸施設共済等の共済又は保険への加入を必須とする。

### 2 機械整備

以下のいずれかの要件を満たす機械の整備にかかる費用を補助の対象とする。

(1) 表に示す機械であること。

番号	作業	機械の種類	備考
1	ほ場準備	いちご畝立て成型機 新型三兼ライムソー	
2	播種	野菜用播種機（アタッチメント含む） セル成型苗生産用自動播種機	
3	育苗	培土・自動播種機	

		自動かん水システム（県開発 トマト、キャベツ）	
4	移植	全自動移植機 半自動移植機 簡易移植機 移植同時粒剤植穴施用装置（県開発）	付帯物としてのセルトレイ購入は補助対象外
5	防除	クローラ防除機（なす）	噴霧ノズルについても対象とする。
6	環境制御	二酸化炭素施用装置 細霧システム 環境測定装置（パソコンを除く） 複合環境制御装置	細霧システムなど環境制御装置を整備する場合は、二酸化炭素施用装置及び環境測定装置の設置を必須とする。 ※既存の機械がある場合は、新たに設置する必要はない。 二酸化炭素施用装置の導入にはデータの「見える化」が必要であるが、センサー付き二酸化炭素施用装置であれば単独での導入を認める。 複合環境制御装置（制御盤）について、クラウド機能が付いた装置も補助対象とするが、通信費、契約料等は補助対象外とする。
7	栽培管理	ねぎ専用培土機 管理ビークル（緊プロ機） 自動かん水装置（県開発 トマト、キャベツ） トマト養液土耕システム 日射比例自動かん水装置	
8	収穫	野菜収穫機	
9	選別・調製・洗浄	野菜選別機（例：ねぎ選別機、たまねぎ選別機、えだまめ選別機、きゅうり小型選別機（県開発）等） 野菜調製機（例：ねぎ皮むき機、ねぎ根葉切り機、にら結束機、えだまめ脱莢機、軟弱野菜調整機 等） 野菜洗浄機（例：えだまめ洗浄機、だいこん洗浄機 等）	
10	包装	野菜包装機	パッケージセンターの整備も可能。ただし建物は対象外。

※フォークリフト、ロータリーその他の汎用性が高い機械は対象としないこととする。

※管理機は原則として補助対象としないが、ねぎ、いちごの畝立て、ほうれんそうの播種・収穫作業を目的として一体的に整備する場合は補助対象とする。

※

(2) その他、野菜振興計画の目標達成に必要なものとして知事が認める機械。

### 第3 特別な成果目標の基準

表の左欄に示す施設又は機械を整備する場合は、別記1「第1 メニュー別基準」にかかわらず、右欄に示す成果目標を設定することができる。

整備内容	成果目標の内容
農業技術センターが開発した屋根散水によるハウスの冷却装置	年内にいちごを安定して190kg/10a以上生産すること。
共同包装施設で使用する野菜自動包装机一式	該当作業の単位面積あたりの労働時間をおおむね20%以上削減すること。
農業技術センターが開発したきゅうり選別機	該当作業の単位面積あたりの労働時間をおおむね20%以上削減すること。
農業技術センターが開発した自動かん水装置	該当作業の単位面積あたりの労働時間をおおむね20%以上削減すること。
新型三兼ライムソワー	該当作業の単位面積あたりの労働時間をおおむね20%以上削減すること。
トマト養液土耕システム	該当作業の単位面積あたりの労働時間をおおむね20%以上削減すること。
日射比例自動かん水装置	該当作業の単位面積あたりの労働時間をおおむね20%以上削減すること。
農業技術センターが開発した軟弱野菜調製機	該当作業の単位面積あたりの労働時間をおおむね20%以上削減すること。
防風ネット	防風ネットを設置すること。
遮光・遮熱資材	対象品目の単位面積あたり年間収量を10%以上増加させること。
防鳥ネット	対象品目の単位面積あたり年間収量を10%以上増加させること。
いちご高設栽培システム（高設育苗施設、いちご高設採苗システムを含む） 又は、 地域開発型いちご簡易高設栽培・育苗システム	対象品目の単位面積あたり年間収量を10%以上増加させること。 又は、該当作業の単位面積あたりの労働時間をおおむね20%以上削減すること。
いちご畝立て成型機	該当作業の単位面積あたりの労働時間をおおむね20%以上削減すること。

## 別記2 野菜メニュー予算配分方法

野菜花き生産力強化（野菜メニュー）の予算の配分方法は、以下のとおりとする。

### 第1 ポイントの算出

- 1 原則として、事業に取り組む全ての農業経営体について別記2別表1に基づいて経営体のポイントを算出し、それを平均した値を事業計画のポイントとする。
- 2 さらに、別記2別表2に記載するポイントを加算することができる。

### 第2 予算の配分

- 1 要望があった事業計画のうち、ソフト事業に最初に予算を配分する。ただし、ソフト事業は1事業実施主体につき年間1事業までとする。
- 2 ソフト事業以外の事業計画については、要望があった事業計画を1により算出したポイントの順に並べ、配分する予算の範囲内でポイントが上位の事業計画から順に要望する額を配分する。
- 3 2により配分した結果、最後の配分可能額が事業計画の要望額を下回る場合は、当該配分可能額を配分する。ただし、予算の一部を留保して配分する場合は、当該事業計画には予算を配分しない。
- 4 原則として、各年度において初めて予算を配分する場合は、配分可能な予算の一部を留保するものとする。

別表1（経営体のポイント算出基準）

項目	内容	ポイント数
加工・業務用野菜	対象品目が加工・業務用野菜である場合	3
認定農業者	認定農業者	4
認定新規就農者	認定新規就農者	6
	事業を利用する「農業者の組織する団体等」の中に「認定新規就農者」が1名以上いる場合	2（構成員全員に付与）
集落営農組織	集落営農組織（法人に限る）	3
年齢	29歳以下	4
	30歳以上39歳以下	3
	40歳以上49歳以下	2
	50歳以上59歳以下	1

後継者	以下のいずれかを満たす場合 1 45歳未満の後継者が同一経営内に就農している場合 2 45歳未満の後継者が研修中で、事業実施年度の翌年度までに同一経営内に就農する予定の場合	2
費用対効果	費用対効果を20で除した値をポイントとする。ただし、2ポイントを上限とする。	費用対効果を20で除した値 (最大値は2)
群馬県開発	群馬県農業技術センターが開発した機械等を整備する場合	2
チャレンジ	以下の利用状況(ソフト事業等の多数の受益者がいる取組を除く)に応じてポイントを加算する。 ただし、当年度及び前年度に同一市町村から本事業の要望の取下げ履歴がある場合には、チャレンジポイントは付与しない。	
	過去4年間以上実施無し	4
	4年度前実施	3
	3年度前実施	2
	2年度前実施	1
	前年度実施	0
GAP	JGAP等の第三者認証GAPを受けている場合	3
環境負荷低減農業	ぐんまエコファーマー(旧制度含む)に認定されている場合	2
	県特別栽培農産物認証を受けている場合	3
	有機JAS認証を受けている場合	4
農地中間管理事業	農地中間管理事業を利用して、農地を借り受けている場合	2
統一ロゴマーク	県産農畜産物統一ロゴマークを利用している場合	1
輸出	事業実施前の直近1年以内で輸出実績がある場合 又は、「ぐんまグローバルファーマー育成塾」卒業生の場合	2
農福連携	事業実施前の直近1年以内で農福連携実績がある場合	2
選択メニュー	大規模経営体育成メニュー又は販売額・労働生産性向上メニュー(ハード事業のみ)を選択した場合	2

別表 2 (加算ポイント算出基準)

項目	内容	ポイント数
共同取組	次の施設又は機械を整備する場合 ・ 共同包装施設で使用する野菜自動包装機一式 ・ J A等の農業者の組織する団体（法人に限る）が、多数の受益農家に貸し出すことを目的に導入し、保管保守等の管理を行う機械	4

## 別記3 花きメニュー事業内容

### 第1 メニュー別基準

#### 1 高温対策

目的	花きを生産する認定農業者等が、高温に対応するための必要な対策をとり、品質向上や生産量増加のための設備又は機械の整備に取り組む場合に、経費の一部を補助する。
事業実施主体	認定農業者、農業者の組織する団体等
要件	以下の要件を満たすこと。 1 事業実施主体が農業者の組織する団体等である場合は、受益者が3戸以上であること。 2 事業実施前の花き作付面積が、おおむね以下の数値以上であること。 (1) 事業実施主体が認定農業者である場合 5 a (2) 事業実施主体が農業者の組織する団体等である場合 15 a
成果目標	以下のいずれかとする。 1 高温により出荷出来なかった処分品の減少(処分数量10%削減) 2 高温対策による品質向上(上位等級品の発生率5%向上) 3 高温対策による販売額の5%増加
対象品目	花き品目全般
補助対象	別記3第2の2に示す花き栽培等用付帯設備、機械
補助率	10分の3以内
補助額の上限	事業に取り組む経営体ごとに以下の額を上限とする。なお、補助額には消費税及び地方消費税を含まない。 (施設・機械整備) 200万円
その他	環境制御関係機械を整備した場合、県は、事業実施主体に対して栽培に関するデータの提供を求めることができるものとする。

#### 2 生産力向上

目的	花きを生産する認定農業者等が、品質向上や生産量増加のための施設設備又は機械の整備に取り組む場合に経費の一部を補助する。
事業実施主体	認定農業者、農業者の組織する団体等
要件	以下の要件を満たすこと。 1 事業実施主体が農業者の組織する団体等である場合、受益者が3戸以上であること。 2 事業実施前の花き作付面積が、おおむね以下の数値以上であること。 (1) 事業実施主体が認定農業者である場合 5 a (2) 事業実施主体が農業者の組織する団体等である場合 15 a
成果目標	事業実施主体が農業者の組織する団体等である場合は、以下のいずれかとする。 1 別記1第2の1に示す花き栽培用施設を整備する場合は、作付面積をおおむね10a以上増加させること。

	<p>2 販売額を5%以上増加させること。</p> <p>3 省力化により生産コストを3%以上減少させること。</p> <p>事業実施主体が認定農業者である場合は、以下のいずれかとする。</p> <p>1 別記1第2の1に示す花き栽培用施設を整備する場合は、作付面積を3a以上増加させること</p> <p>2 販売額を5%以上増加させること。</p> <p>3 省力化により生産コストを3%以上減少させること。</p>
対象品目	花き品目全般
補助対象	<p>1 別記3第2の1に示す花き栽培用施設</p> <p>2 別記3第2の2に示す花き栽培用機械設備等</p>
補助率	10分の3以内
補助額の上限	<p>事業実施主体が農業者の組織する団体等である場合は、事業に取り組む経営体ごとに以下の額を上限とする。ただし、共同利用施設・機械を整備する場合は、事業計画ごとに以下の額を上限とする。なお、補助額には消費税及び地方消費税を含まない。</p> <p>(施設整備、機械整備) 200万円</p> <p>事業実施主体が認定農業者である場合は、事業に取り組む経営体ごとに以下の額を上限とする。なお、補助額には消費税及び地方消費税を含まない。</p> <p>(施設、機械整備) 200万円</p>
その他	<p>事業実施主体は、対象品目ごとに現状値に基づいた目標値の設定を行い、事業計画等の策定、目標達成に努めることとする。</p> <p>環境制御関係機械を整備した場合、県は、事業実施主体に対して栽培に関するデータの提供を求めることができるものとする。</p>

### 3 販売力向上

#### (1) ソフト事業（販売力向上）

目的	花きを対象に、個人又は組織的に取り組む販路拡大等の活動に対し、経費の一部を補助する。
事業実施主体	認定農業者、農業者の組織する団体等
要件	花きの販路拡大、ブランド化、情報発信等に積極的に取り組む生産者や組織であること。
成果目標	花きの販路拡大等
対象品目	花き品目全般
補助対象	<p>1 販路拡大のための販売促進活動及び消費拡大活動に係る経費</p> <p>2 品種育成、ブランド化等に係る経費</p> <p>3 花きの輸出に係る経費</p>
補助率	2分の1以内
補助額の上限	事業計画ごとに30万円を上限とする。なお、補助額には消費税及び地方消費税を含まない。

## 第2 補助対象施設及び機械

本事業において補助対象となる施設及び機械は、以下の1及び2とする。

### 1 施設整備

表に示す施設及びそれらの付帯施設の整備にかかる費用を補助の対象とする。付帯施設のみの整備は認めない。

番号	施設の種類	共済等加入	備考
1	鉄骨ハウス	必須	
2	鉄骨パイプハウス（エコノミーハウス）	必須	
3	パイプハウス	必須	パイプ直径は地域の慣行栽培で用いられている以上のものとする。フィルムは長期多年張のものでもよい。
4	簡易雨よけハウス		
5	電照栽培システム、シェード		
6	栽培ベンチ		
7	遮光・遮熱資材		

※共済等加入欄に「必須」と記載されている施設は、園芸施設共済等の共済又は保険への加入を必須とする。

### 2 機械等整備

以下のいずれかの要件を満たす機械等の整備にかかる費用を補助の対象とする。

(1) 表に示す機械等であること。

番号	作業工程	機械等設備の種類	備考
1	用土準備	用土蒸気消毒機	
2	播種	花壇苗播種機（アタッチメント含む）	
3	育苗、灌水	自動かん水システム 日射比例自動灌水装置 バラ養液栽培システム	
4	移植	自動移植機（半自動含む）	付帯物としてのセルトレイ購入は補助対象外
5	土詰め	ポットティングマシン	
6	栽培環境	二酸化炭素施用装置 細霧システム 環境測定装置（パソコンを除く） 複合環境制御装置 ハウス自動開閉装置 ヒートポンプ パッドアンドファン 循環扇	二酸化炭素施用装置の導入には「データの見える化」が必要であるが、センサー付き二酸化炭素施用装置であれば単独での導入を認める。 複合環境制御装置（制御盤）について、クラウド機能が付いた装置も補助対象とするが、通信費、契約料等は補助対象外とする。

		換気扇 補光照明器具	
7	その他 栽培管理	自動農薬噴霧機 簡易反射式光度計 pH メーター EC メーター 防虫ネット 防虫灯 UV-B ランプ	

※フォークリフト、ロータリーその他の汎用性が高い機械は対象としないこととする。

※管理機は原則として補助対象としない。

(2) その他、花き振興計画の目標達成に必要なものとして知事が認める機械。

## 別記4 花きメニュー予算配分方法

野菜花き生産力強化（花きメニュー）の予算の配分方法は、以下のとおりとする。

### 第1 ポイントの算出

- 1 原則として、事業に取り組む全ての農業経営体について別記3別表1に基づいて経営体のポイントを算出し、それを平均した値を事業計画のポイントとする。

### 第2 予算の配分

- 1 要望があった事業計画のうち、ソフト事業に最初に予算を配分する。ただし、ソフト事業は1事業実施主体につき年間1事業までとする。
- 2 ソフト事業以外の事業計画については、要望があった事業計画を1により算出したポイントの順に並べ、配分する予算の範囲内でポイントが上位の事業計画から順に要望する額を配分する。
- 3 2により配分した結果、最後の配分可能額が事業計画の要望額を下回る場合は、当該配分可能額を配分する。ただし、予算の一部を留保して配分する場合は、当該事業計画には予算を配分しない。
- 4 原則として、各年度において初めて予算を配分する場合は、配分可能な予算の一部を留保するものとする。

別表1（経営体のポイント算出基準）

項目	内容	ポイント数
認定農業者	認定農業者	4
年齢	29歳以下	4
	30歳以上39歳以下	3
	40歳以上49歳以下	2
	50歳以上59歳以下	1
後継者	以下のいずれかを満たす場合 1 45歳未満の後継者が同一経営内に就農している場合 2 45歳未満の後継者が研修中で、事業実施年度の翌年度までに同一経営内に就農する予定の場合	2
費用対効果	費用対効果を20で除した値をポイントとする。ただし、2ポイントを上限とする。	費用対効果を20で除した値（最大値は2）
群馬県開発	群馬県農業技術センターが開発した機械や品種を使用し	2

	ている場合。	
チャレンジ	以下の利用状況（ソフト事業等の多数の受益者がいる取組を除く）に応じてポイントを加算する。 ただし、当年度及び前年度に同一市町村から本事業の要望の取下げ履歴がある場合には、チャレンジポイントは付与しない。	
	過去4年間以上実施無し	4
	4年度前実施	3
	3年度前実施	2
	2年度前実施	1
	前年度実施	0
品種育成	事業実施前の直近1年以内で、オリジナル品種育成のため自ら育種に取り組んでいる場合	2
環境負荷低減農業	事業実施前の直近1年以内で、物理的防除や生物的防除に取り組んでいる場合	2
	事業実施前の直近1年以内で、民間企業等と協働しフラワールロス対策に取り組んでいる場合	2
技術研鑽	事業実施前の直近1年以内で、全国規模や県域の花品評会に出品している場合	2
販売ルート多角化	事業実施前の直近1年以内で、EC販売や生産者直売を行っている場合	2
輸出	事業実施前の直近1年以内で、輸出実績がある場合 又は、「ぐんまグローバルファーマー育成塾」卒塾生の場合	2
農福連携	事業実施前の直近1年以内で、農福連携実績がある場合	2